

地域再犯防止推進交付金実施要領

令和5年3月28日制定

令和6年2月8日改正

地域再犯防止推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。

1 事業内容

都道府県は、交付要綱第2の目的を実現するために行われる事業であって、次の（1）から（3）までに掲げる3つの事業（以下「本事業」という。）を全て実施するものとする。

（1）基礎自治体に対する施策の企画立案支援

ア 目的

域内の基礎自治体における再犯防止の取組が円滑に実施できるよう支援を行うことを目的とする。

イ 内容

- ・基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催（必須実施）
- ・基礎自治体が地方再犯防止推進計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言（任意実施）
- ・その他基礎自治体における再犯防止の取組を支援するための施策（任意実施）

（2）基礎自治体に対する理解促進・人材育成

ア 目的

域内の基礎自治体の職員等が再犯防止に関する理解を深めることができるよう支援を行うことを目的とする。

イ 内容

- ・基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催（必須実施）
- ・その他基礎自治体職員等が再犯防止に関する理解を深めるための助言、支援等（任意実施）

（3）犯罪をした者等に対する直接支援

ア 目的

犯罪をした者等に対し、基礎自治体が単独では実施することが困難と考えられる支援や罪種・特性に応じた専門的な支援を行うことを目的とする。

イ 内容（※）

- ・犯罪をした者等の就職・就労継続や住居の確保等のための支援
 - ・性犯罪者や薬物事犯者に対しプログラムを実施する等の専門的支援
 - ・犯罪をした者等やその家族、支援者等からの相談への対応
- ※上記内容のいずれか1つ以上を選択して実施すること。

2 委託

(1) 都道府県知事は、地域の実情に応じ、適切と認めるものに本事業を委託し実施することができる。この場合において、委託を行う都道府県は委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有し、委託先と密接に連携を図り、当該事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任をもって実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体は、当該事業の委託の相手方として認めない。

(2) 委託に当たっては、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(令和5年3月2日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)において、再犯防止が重点分野とされていることを踏まえ、成果連動型民間委託契約方式(PFS)の活用を検討すること。

(3) 委託先は、本事業の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

3 特定事業実施者による本事業の実施

(1) 都道府県知事は、地域の実情に応じ、交付要綱第4第2項に定める特定事業実施者に対し、委託によらず本事業を実施させることができる。

(2) 特定事業実施者は、本事業の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

4 事業の検査等

(1) 法務大臣は、本事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県に報告若しくは資料の提出を求め、又は法務省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 法務大臣は、(1)により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して、事業の中止、変更若しくは廃止又は交付要綱若しくはこの要領の内容に適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

この要領は、令和6年2月8日から施行する。